

第 **109** 期

定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

- ◆新型コロナウイルス感染症の感染予防及び拡散防止のため、本年は、**ご出席を見合わせて頂き、書面またはインターネットによる議決権の事前行使を強く推奨いたします。**
- ◆感染による影響が特に大きいとされる、ご高齢の方、基礎疾患を有する方、妊娠中の方、乳幼児同伴の方におかれましては、特に慎重なご判断を頂きますようお願い申し上げます。
- ◆ご来場いただく場合には、マスク着用などの感染予防を講じて頂きますようお願い申し上げます。
- ◆会場運営スタッフは、当日の体調を十分に確認したうえで、全員マスクを着用して対応いたします。

お土産の配付中止について

接触感染リスクの軽減及び株主総会会場の入退場口の混雑を回避するため、お土産の配布を取りやめさせていただきます。



開催日時

2020年6月26日（金曜日）午前10時

開催場所

福岡市博多区美野島一丁目2番8号
NTビル 10階大会議室

目次

| | |
|------------------------|----|
| 株主の皆様へ | 1 |
| 第109期定時株主総会招集ご通知 | 2 |
| (添付書類) | |
| ● 事業報告 | 6 |
| ● 連結計算書類 | 31 |
| ● 計算書類 | 34 |
| ● 監査報告書 | 37 |
| ● 株主総会参考書類 | 42 |

決議事項

- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第2号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案** 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新及び当該対応方針の対抗措置である新株予約権の無償割当てに関する権限を取締役に委任する件

● 会場ご案内図

裏表紙

ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご支援・ご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに第109期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業年度に関する定時株主総会の招集ご通知をお送りいたします。

株主の皆様におかれましては、今後もより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2020年6月

取締役社長 後藤 信志

経営 理念

当社は、以下の経営理念のもと、世界の人々の明るい未来を実現すべく、来たる創立100周年（2031年）に向けて、大きな成長を遂げることができるよう、企業価値の向上に取り組んでまいります。

■ 企業理念 | Our Corporate Philosophy

日本タングステンは、世界の人々と従業員の明るい未来を実現するために

- マテリアルからはじまる価値創造に挑戦し続けます。
- 常にNo.1を目指し、かけがえのない存在であり続けます。

■ 行動規範 | Our Way

私たちは、情熱を持って、失敗を恐れずチャレンジします。

私たちは、当事者意識を持って、すぐ行動しやり遂げます。

私たちは、相手の立場になって、期待以上で応えます。

2020年6月8日

株 主 各 位

福岡市博多区美野島一丁目2番8号
日本タンゲステン株式会社

取締役社長 後 藤 信 志

第109期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第109期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、何卒ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2020年6月25日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださるか、5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ当社の指定するウェブサイト(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)より2020年6月25日(木曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日(金曜日)午前10時

2. 場 所 福岡市博多区美野島一丁目2番8号
NTビル 10階大会議室

3. 目的事項

報告事項

- 第109期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第109期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の更新及び当該対応方針の対抗措置である新株予約権の無償割当てに関する権限を取締役会に委任する件

4. インターネット開示についてのご案内

当社は法令及び当社定款第15条の定めに基づき、次に掲げる事項を当社ウェブサイト(アドレス <https://www.nittan.co.jp/>)に掲載しておりますので本添付書類には記載しておりません。

- (1) 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」
- (2) 事業報告の「会社の支配に関する基本方針」
- (3) 連結計算書類の「連結注記表」
- (4) 計算書類の「個別注記表」

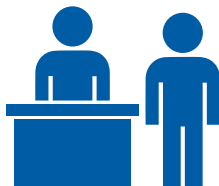
したがって、本添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.nittan.co.jp/>)に掲載させていただきます。
3. 当日は軽装(クールビズ)にて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただく場合



株主総会
開催日時

2020年6月26日（金曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主の方1名に委任することができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

株主総会にご出席いただけない場合



書面（郵送）による
議決権行使の場合



電磁的方法（インターネット）
による議決権行使の場合

行使期限

2020年6月25日（木曜日）
午後5時30分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限

2020年6月25日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで

次頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

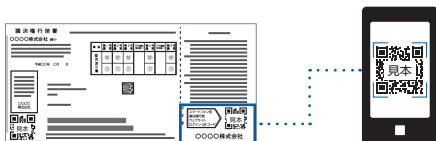
議決権行使書と電磁的方法（インターネット）により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

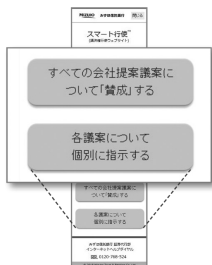
「スマート行使」 (スマートフォン等でQRコード®を読み取る方法)

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

パソコン向けサイト

議決権行使ウェブサイト

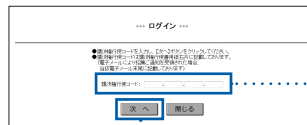
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

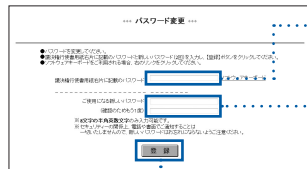
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 平日午前9時～午後9時)

事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における経済環境は、海外では、米中貿易摩擦長期化の影響により中国経済が減速し、世界的な製造業の不振・貿易縮小等もあり、アメリカ及びヨーロッパ経済も減速傾向が強まりつつあります。

国内経済においても景況感は徐々に悪化し、消費税増税の影響もあり個人消費や企業の設備投資が伸び悩みました。

また、2020年に入り、新型コロナウイルスの世界的流行に伴う経済活動の停滞により、景気の下振れリスクが高まるなか、今後も予断を許さない状況となっております。

このような経済環境のもと、当社グループは、2018年度に制定した「日本タングステングループ2020中期経営計画」に基づき、「衛生・医療」「半導体・電子部品」「自動車」などの5つのターゲット市場に新商品・注力商品を重点的に投入するほか、利益管理の徹底により製品の選択と集中を加速させております。また、主力製品の一つであるNTダイカッターについては、グローバル展開を進め2019年10月にブラジル子会社の稼働を開始しております。加えて、新商品開発を更に強化するため、人的リソースを開発部門に投入するなど、将来ターゲット市場に投入する新商品の開発・商品化を強化しております。しかしながら、市場環境の悪化や新商品開発の遅れ等により、売上高は前年度比8.3%減の116億7百万円となりました。

損益面では、品質改善活動とともにTPS（トヨタ生産方式）活動による生産性向上に取り組みましたが、売上減をカバーするには至らず、営業利益は前年度比51.2%減の5億2百万円、経常利益は前年度比39.3%減の6億7千1百万円となりました。また、特別損益に遊休地の売却及び政策投資株式の売却による特別利益を計上しましたが、売上高の減少が響き、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度比28.0%減の5億9千8百万円となりました。

次に、事業の種類別セグメントの概況をご報告申し上げます。

なお、種類別セグメントの金額については、売上高はセグメント間の取引を含んでおり、営業損益は全社費用等調整前の金額であります。

【機械部品事業】

■衛生・医療市場

おむつなどの衛生用品製造設備であるNTダイカッターは、生産増強やグローバル展開による積極投資を行っておりますが、海外顧客の設備投資抑制等により減収となりました。

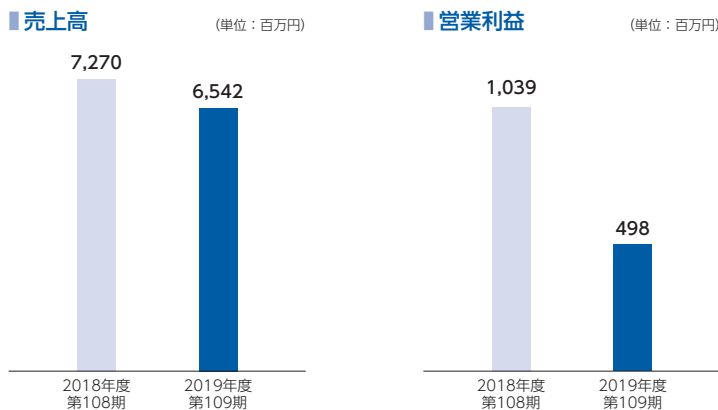
■産業機器市場

液晶製造設備部品の治工具製品は、主要な需要先である中国市場での液晶関連市場の需要低迷により減収となりました。

■半導体・電子部品市場

情報関連機器のハードディスクドライブ（HDD）用磁気ヘッド基板は、データセンター向けの大容量HDDの需要が好調で堅調に推移しました。

この結果、機械部品事業の売上高は、前年度比10.0%減の65億4千2百万円となり、営業利益は同52.1%減の4億9千8百万円となりました。



【電機部品事業】

■自動車市場

電装部品溶接用の抵抗溶接用電極は、需要の増加により堅調に推移しました。一方、E V用接点は、米中貿易摩擦の影響を受け、中国市場で減収となりました。

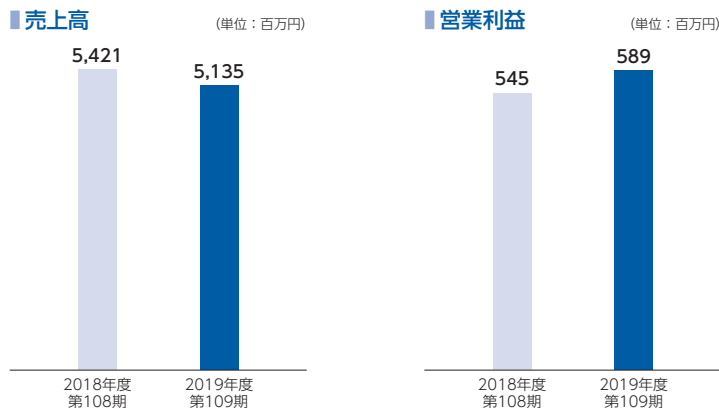
■衛生・医療市場

医療関連部材のカテーテル用タングステンワイヤー製品は、カテーテル治療の増加を背景に堅調に推移しました。

■照明・その他市場

照明器具部材のタングステンワイヤー製品は、照明器具のLED化の伸展により減収となりました。

この結果、電機部品事業の売上高は、前年度比5.3%減の51億3千5百万円となりましたが、営業利益はタングステンワイヤー製品生産工程の一部OEM化に伴い、材料切替えに一定の期間を要するため、当連結会計年度において、顧客との長期契約に基づく自社製素材の在庫生産等もあり、同8.1%増の5億8千9百万円となりました。



(2) 資金調達状況

当社は、取引銀行5行と限度額20億円のコミットメントライン契約を締結しております。
当連結会計年度末における借入実行残高は4億円であります。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は11億7千4百万円であり、その主なものはNTダイカッター増産を目的とした生産設備の増設及びブラジル子会社の新規設備投資等であります。

なお、これらの所要資金は主に自己資金で賅っております。

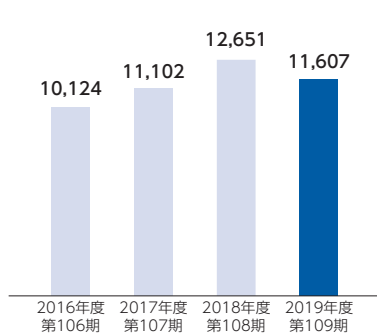
(4) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 2016年度 (第106期) | 2017年度 (第107期) | 2018年度 (第108期) | 2019年度 (第109期) |
|---------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 売上高 (百万円) | 10,124 | 11,102 | 12,651 | 11,607 |
| 経常利益 (百万円) | 575 | 980 | 1,105 | 671 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円) | 469 | 696 | 831 | 598 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 195.02 | 288.51 | 342.80 | 245.97 |
| 総資産 (百万円) | 14,836 | 16,118 | 16,392 | 16,140 |
| 純資産 (百万円) | 8,978 | 9,578 | 10,022 | 9,986 |

- (注) 1. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、第106期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第108期から適用しており、第107期に係る主要な財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

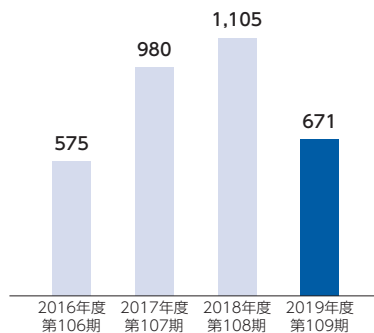
■ 売上高

(単位：百万円)

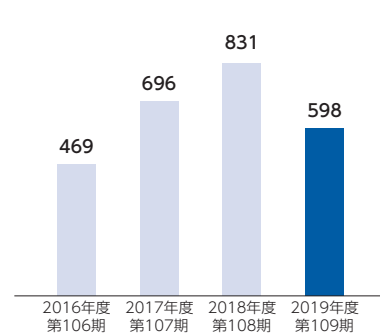


■ 経常利益

(単位：百万円)

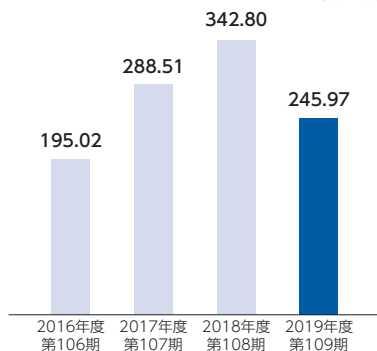


■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



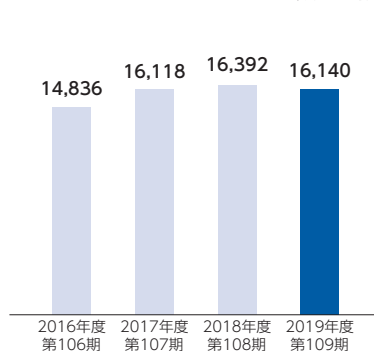
■ 1株当たり当期純利益

(単位：円)



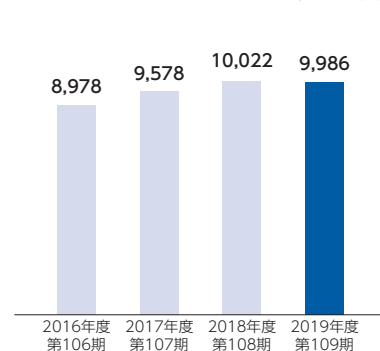
■ 総資産

(単位：百万円)



■ 純資産

(単位：百万円)



(5) 対処すべき課題

①経営環境

2020年度は、新型コロナウイルスの感染拡大が世界経済に与える影響について先行きが見通せない状況となっております。

このような中、当社グループは、短期的には従業員等の健康・安全を第一に考え、新型コロナウイルス感染防止対策を強化し、生産活動の維持及び営業活動の継続に努めてまいります。

また、中長期的には新型コロナウイルス感染拡大による移動制限、在宅勤務等の働き方改革を踏まえて、WEB会議等を利用した新しい営業活動の進め方、市況変化に備えた技術・製造課題への取り組み、ペーパーレス化等の間接業務の効率化等に取り組んでまいります。加えて、現状の事業環境が長期化する場合に備えて、コミットメントラインの融資枠を活用する等、機動的な資金調達を図ってまいります。

新型コロナウイルスの感染収束後、いち早く事業活動を正常な状態に戻し、市況回復時にはV字回復が可能となるよう、最終年度を迎える「日本タングステングループ2020中期経営計画」の4つの基本方針に従い、種々の取り組みを行ってまいります。

②重点施策への取り組み

「日本タングステングループ2020中期経営計画」の4つの基本方針に基づき、引き続き重点施策を継続的に推進し、収益力を着実に拡大させてまいります。

基本方針

1 人財の育成

自発的に考え、行動する社員の育成

幅広い視点から深く考える人財を育成し、個人だけでなく組織の課題設定力・課題解決力を向上させていきます。

2 新商品の創出

お客様のニーズをいち早くつかみ、継続的かつスピーディに新商品を創出

新商品の創出活動を活性化させ、NO.1の価値創造に挑戦します。

3 ものづくりの強化

お客様に満足していただける良いものを安く、早くつくる、ものづくり力

生産効率の向上、コストの削減、品質の安定を図り、利益の拡大を目指します。

4 グローバル市場での拡販

グローバルネットワークの拡大

世界中のお客様へ向けたサービスの提供、販売、製造体制を確立し、売上拡大を目指します。

a.人財の育成

人財育成プログラムに従い、次世代経営者層向けの「経営者研修」、役職者向けの「コーチング研修」、一般職向けの「自ら考え行動することを意識させる研修」等を継続的に実施し、当社の企業価値の源泉となる（生産性向上の礎を担う）人財を育成してまいります。また、一元化された人財データベースを活用し、人財の適正な配置を実現し、「b.新商品の創出」「c.ものづくりの強化」「d.グローバル市場での拡販」に繋げてまいります。

b.新商品の創出

「衛生・医療」「半導体・電子部品」「自動車」などの5つのターゲット市場に、当社の強みである技術を活用した新商品を投入する活動を強化してまいります。現状の厳しい状況の中におきましても、将来の収益基盤の柱となる重点開発商品については、人的リソースを積極的に投入するほか、必要に応じて研究開発・設備投資等を行ない、早期の開発に向けた取り組みを強化してまいります。

c.ものづくりの強化

2020年4月1日付の組織改正では、生産性改善の推進に特化する部門を設置したほか、調達部門の強化等を行いました。これらの部門と、機械部品事業・電機部品事業の各本部との連携を強化し、効果的なコストリダクション活動を進め、製造プロセスの変革を図ってまいります。

d.グローバル市場での拡販

主力製品であるNTダイカッター製品の中南米でのサービス拠点であるブラジルの子会社（NIPPON TUNGSTEN DO BRASIL SOLUÇÕES DE CORTE LTDA.）について、2019年10月から稼働を開始し、現地顧客への拡販活動を強化しております。今後も、日本、中国、アメリカ、イタリア、ブラジル、タイの関係会社が連携したGDN（グローバル・ダイカッター・ネットワーク）体制の下、営業活動の強化、再研磨等のアフターフォロー、技術・品質管理体制を強化し、グローバルシェアNo.1を目指してまいります。

また、新たな取組みとして、2020年4月1日付で事業本部内に営業機能を設置する製販一体となった事業本部制への組織変更を行いました。これにより、市場のトレンドを的確に把握し、更なる迅速な意思決定を行うことで、より付加価値の高い既存製品の選択と集中、上記新商品の創出の加速を進めてまいります。

既存製品につきましては、当社グループの主力製品であるNTダイカッター衛生用品市場は、成長分野として競争が激化し、サプライチェーン及び市場構造が大きく変化しております。当社グループとしましては、事業戦略の見直しを行いながら外部環境変化への対応、更なるシェア拡大に努めております。自動車関連の電装品や製造部品も、EV等の更なる普及に伴う生産体制の整備、製品の改良を進めてまいります。

新商品の創出では、半導体・電子部品市場で求められる製品向けに、当社企業理念に則り、「マテリアルからはじまる価値創造に挑戦し続け」新材料提供を進めてまいります。

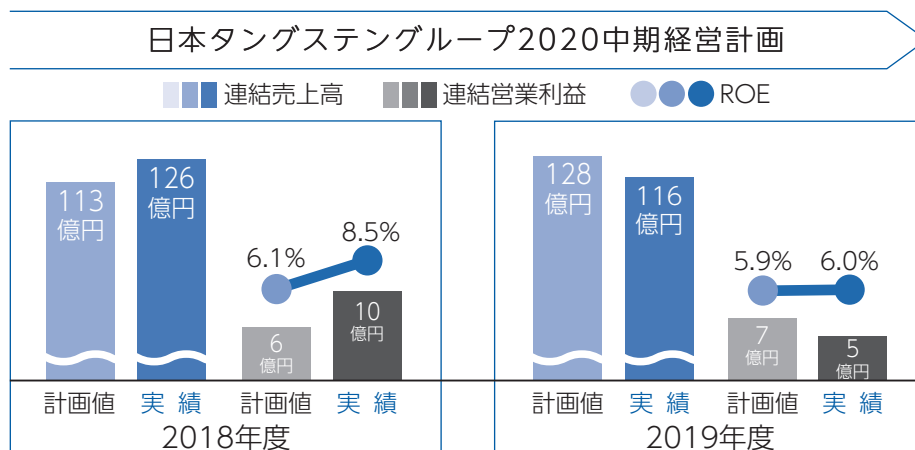
③中期経営計画の進捗及び2020年度計数計画について

「日本タングステングループ2020中期経営計画」で掲げた2019年度計数計画については、連結売上高、連結営業利益ともに未達、ROEについても2019年度計数計画値は達成したものの2018年度実績からは悪化しております。また、2020年度計数計画についても新商品開発の遅れ、新型コロナウイルス感染拡大による市況悪化等により、業績が見通せない状況となっております。

2020年度は、新型コロナウイルス感染拡大による市況悪化に対応するほか、2021年度から始まる新たな中期経営計画の策定、2031年の当社創立100周年に向けた長期ビジョンの検討など、中長期的な企業価値向上のための重要な1年と位置付け、活動を強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(ご参考:2020中期経営計画の計数計画の進捗)



(6) 主要な事業内容

当社グループは、「機械部品事業」「電機部品事業」を事業セグメントとして事業を行っております。

各事業の主要な製品等は次のとおりであります。

| セグメント | 主 要 製 品 等 |
|-------------|---|
| 機 械 部 品 事 業 | NTダイカッター、磁気ヘッド基板、半導体・液晶関連機械部品 耐摩耐食部品、機械部品、超硬・セラミックス精密加工品 ウルトラファインパブル関連製品、自動化・省力化機器等 |
| 電 機 部 品 事 業 | 電力開閉機器用電気接点、抵抗溶接・放電加工・プラズマ用等電極、X線遮蔽材 バランス用錘、照明及び医療用タングステン及びモリブデン線・棒・板等 |
| そ の 他 | ビル管理事業等 |

(7) 主要な事業所

- ①当 社 本社 福岡市博多区美野島一丁目2番8号
支店 東京支店（東京都）、名古屋支店（愛知県）、大阪支店（大阪府）、九州支店（佐賀県）（注）1
工場 基山工場（佐賀県）、飯塚工場（福岡県）、宇美工場（福岡県）
- ②子 会 社 株式会社福岡機器製作所（福岡県）
株式会社昭和電気接点工業所（福岡県）
上海恩悌三義実業发展有限公司（中国上海市）
NIPPON TUNGSTEN USA, INC.（米国ウエストバージニア州）
NIPPON TUNGSTEN EUROPE S.r.l.（イタリアローマ市）
NIPPON TUNGSTEN DO BRASIL SOLUÇÕES DE CORTE LTDA.（ブラジルサンパウロ州）
- ③関連会社 SV NITTAN CO.,LTD.（タイ国バンコク市）

- (注) 1. 当社は、2020年4月1日付で、製販一体の事業本部制として営業機能を「機械部品事業本部」「電機部品事業本部」に設置する組織改正を行いました。これに伴い、東京、大阪、名古屋、九州の各支店を廃止し、「東京事務所」・「大阪事務所」・「刈谷事務所」（愛知県）を設置しております。
2. 株式会社エヌ・ティーサービスは、2020年1月1日付で当社との吸収合併により消滅しております。

(8) 従業員の状況

①当社グループにおける状況

| セグメントの名称 | 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|-------------|-------------|-------------|
| 機 械 部 品 事 業 | 292 [34] 名 | 2名減 |
| 電 機 部 品 事 業 | 143 [36] 名 | 5名増 |
| そ の 他 | 1 [1] 名 | 2名減 |
| 全 社 (共 通) | 66 [9] 名 | 4名増 |
| 合計 | 502 [80] 名 | 5名増 |

(注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除く）であり、臨時従業員は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 臨時従業員には、準社員・パートタイマー等の従業員を含み、派遣社員を除いております。

②当社の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-------------|-------|--------|
| 419名 | 23名増 | 39.3歳 | 17.0年 |

(注) 従業員数は就業人員数（出向者を除く）であり、臨時従業員数63名（年間平均人員）を含んでおりません。

(9) 親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 |
|--|----------------|----------------|---|
| 株式会社 福岡機器製作所 | 百万円 20 | 100.0 % | 産業用機械装置類の製造及び修理に関する 工事 |
| 株式会社 昭和電気接点工業所 | 百万円 10 | 100.0 % | 電気接点、その他電子部品の製造販売 |
| 上海恩悌三義実業発展有限 公司 | 百万米ドル 7 | 100.0 % | 産業用機械装置及び部品の製造販売並びに NTダイカッターの販売及び再研磨加工 |
| NIPPON TUNGSTEN USA, INC. | 千米ドル 24 | 100.0 % | NTダイカッターの販売及び再研磨加工 |
| NIPPON TUNGSTEN EUROPE S.r.l. | 千ユーロ 10 | 100.0 % | NTダイカッターの販売及び再研磨加工 |
| NIPPON TUNGSTEN DO BRASIL SOLUÇÕES DE CORTE LTDA. (注) 1 | 百万ブラジルリアル 9 | 100.0 (17.8) % | NTダイカッターの販売及び再研磨加工 |

(注) 1. 出資比率の()内は間接所有割合(内数)を示しています。

2. 株式会社エヌ・ティーサービスは、2020年1月1日付で当社との吸収合併により消滅しております。

(10) 主要な借入先の状況

| 借 入 先 | 借入金残高(百万円) |
|-------------------------|------------|
| 株 式 会 社 福 岡 銀 行 | 960 |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 740 |
| 株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行 | 450 |
| 株 式 会 社 佐 賀 銀 行 | 340 |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行 | 270 |
| 株 式 会 社 北 九 州 銀 行 | 70 |

(11) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 10,000,000株
- (2) 発行済株式総数 2,429,247株
(自己株式148,513株を除く。)
- (3) 当事業年度末の株主数 3,092名 (前事業年度末比7名減)
(うち議決権を有する株主数2,694名)

(4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名 | 持 株 数 (株) | 持株比率 (%) |
|---|-----------|----------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・九州電力株式会社口) | 166,665 | 6.86 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 | 107,400 | 4.42 |
| 株 式 会 社 福 岡 銀 行 | 107,262 | 4.41 |
| 日 本 タ ン グ ス テ ン 従 業 員 持 株 会 | 88,982 | 3.66 |
| 日 本 タ ン グ ス テ ン 取 引 先 持 株 会 | 64,700 | 2.66 |
| み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 64,300 | 2.64 |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社 | 60,170 | 2.47 |
| 株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行 | 50,917 | 2.09 |
| 株 式 会 社 佐 賀 銀 行 | 50,000 | 2.05 |
| 宇 部 マ テ リ ア ル ズ 株 式 会 社 | 40,000 | 1.64 |

- (注) 1. 上記のほか、自己株式を148,513株保有しております。
 2. 持株比率は自己株式 (148,513株) を控除して計算しております。
 3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・九州電力株式会社口) の持株数166,665株は、九州電力株式会社から同信託銀行へ信託設定された信託財産であります。信託契約上当該株式の議決権は九州電力株式会社が留保しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、2019年7月16日付で、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)5名に対し、譲渡制限付株式報酬として当社普通株式4,970株の自己株式の処分を行っております。また、同日付で、執行役員3名に対し、譲渡制限付株式報酬として当社普通株式1,450株の自己株式の処分を行っております。
- ② 当社は、2020年2月12日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定及び当社定款第40条の定めに基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。
 - ア. 自己株式の取得を行う理由
資本効率の向上をはかり、株主への一層の利益還元を行うため。
 - イ. 自己株式取得の内容
 - a. 取得対象株式の種類
当社普通株式
 - b. 取得する株式の総数
100,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合4.10%)
 - c. 株式の取得価額の総額
240,000,000円(上限)
 - d. 取得する期間
2020年2月13日から2020年8月31日
 - e. 取得方法
 - i. 東京証券取引所における市場買付け
 - ii. 自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付け

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況(2020年3月31日現在)

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---------------------------|---------|--|
| 代表取締役 取締役社長 | 後 藤 信 志 | 社長執行役員 |
| 取 締 役 | 毛 利 茂 樹 | 常務執行役員 事業・開発技術統括責任者 上海恩悌三義実業発展有限公司董事長 |
| 取 締 役 | 大 島 正 信 | 執行役員 経営戦略本部長、コンプライアンス担当 |
| 取 締 役 | 山 崎 洋 | 執行役員 製造統括本部長 兼 基山工場長、中期経営計画 推進担当 |
| 取 締 役 | 中 原 賢 治 | 執行役員 機械部品事業本部長 NIPPON TUNGSTEN USA,INC.社長 |
| 取 締 役 | 豊 馬 誠 | 九州電力株式会社 取締役常務執行役員 |
| 取 締 役 (監査等委員) (常 勤) | 今 里 州 一 | |
| 取 締 役 (監査等委員) | 斉 藤 芳 朗 | 徳永・松崎・斉藤法律事務所代表弁護士 |
| 取 締 役 (監査等委員) | 久 留 和 夫 | 久留公認会計士事務所代表 |
| 取 締 役 (監査等委員) | 小 田 昌 彦 | |

- (注) 1. 取締役徳本啓氏及び伊崎数博氏は、2019年6月27日開催の第108期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
2. 中原賢治氏は、当社連結子会社であるNIPPON TUNGSTEN USA,INC.の社長を兼任しておりましたが、2020年4月1日付で同社社長を退任しております。
3. 取締役豊馬誠氏、斉藤芳朗氏、久留和夫氏及び小田昌彦氏は、社外取締役であります。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために常勤の監査等委員を選定しております。
5. 取締役(監査等委員)久留和夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 取締役豊馬誠氏、斉藤芳朗氏、久留和夫氏及び小田昌彦氏は、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
7. 当社と取締役豊馬誠氏、斉藤芳朗氏、久留和夫氏及び小田昌彦氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
8. 2020年4月1日付で以下の取締役の担当等に変更がありました。

| 氏名 | 新 | 旧 |
|-------|---------------------------------------|---|
| 毛利 茂樹 | 取締役 常務執行役員 事業・開発技術統括責任者、 品質保証担当 | 取締役 常務執行役員 事業・開発技術統括責任者 |
| 大島 正信 | 取締役 執行役員 経営企画担当 | 取締役 執行役員 経営戦略本部長、 コンプライアンス担当 |
| 山崎 洋 | 取締役 執行役員 経営管理本部長、 コンプライアンス担当 | 取締役 執行役員 製造統括本部長 兼 基山工場長、中期経営計画推 進担当 |

9. 取締役兼務の者を除く2020年4月1日現在の執行役員は次のとおりです。

| 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-------|--------------------------|
| 三島 彰 | 執行役員 電機部品事業本部長 |
| 江原 清貴 | 執行役員 事業支援本部長 兼 基山工場長 |
| 原口 寿 | 執行役員 経営管理本部副本部長 兼 経営管理部長 |

(2) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬体系については、株主総会でご承認いただいた枠内で、役職や職責に応じた固定報酬である「基本報酬」と「株式取得目的報酬」のほか、単年度業績に連動した短期インセンティブとしての「賞与」、中長期的な株価上昇及び企業価値向上へのインセンティブとしての「譲渡制限付株式報酬」で構成されております。ただし、社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から固定報酬のみとしております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、会社業績、世間水準、及び社員給与とのバランス等を勘案し、報酬諮問委員会（過半数が社外取締役で構成）で審議のうえ取締役会で決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員の協議にて決定しております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

| 区 分 | 報酬等の 総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | | | | | | 対象となる 役員の数 (名) |
|---------------------|---------------------|---------------------|--------------|----|--------|-------------------|----|----------------------|
| | | 固定報酬 | | | 業績連動報酬 | | | |
| | | 基本 報酬 | 株式取得 目的報酬 | 計 | 賞 与 | 譲渡制限 付株式 報酬 | 計 | |
| 取 締 役 (監査等委員を除く) | 79 | 46 | 9 | 55 | 14 | 9 | 23 | 6 |
| 社 外 取 締 役 | 4 | 4 | — | 4 | — | — | — | 2 |
| 計 | 83 | 50 | 9 | 59 | 14 | 9 | 23 | 8 |
| 監 査 等 委 員 | 14 | 14 | — | 14 | — | — | — | 1 |
| 社 外 監 査 等 委 員 | 12 | 12 | — | 12 | — | — | — | 3 |
| 計 | 27 | 27 | — | 27 | — | — | — | 4 |

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役4名の使用人給与相当額45百万円を支払っております。
 2. 譲渡制限付株式報酬の額は、2018年6月28日開催の取締役会決議及び2019年6月27日開催の取締役会決議による譲渡制限付株式の付与のための報酬に係る当事業年度の費用計上額であります。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

| 区分 | 氏名 | 重要な兼職先 | 兼職の内容 | 当社との関係 |
|------------------|-------|---------------|-----------|--------|
| 社外取締役 | 豊馬 誠 | 九州電力株式会社 | 取締役常務執行役員 | |
| 社外取締役 (監査等委員) | 斉藤 芳朗 | 徳永・松崎・斉藤法律事務所 | 代表弁護士 | (注) 1 |
| 社外取締役 (監査等委員) | 久留 和夫 | 久留公認会計士事務所 | 代表 | (注) 2 |
| 社外取締役 (監査等委員) | 小田 昌彦 | | | |

(注) 1. 徳永・松崎・斉藤法律事務所は当社との間で顧問契約を締結しております。

2. 社外取締役(監査等委員)久留和夫氏は、OCHIホールディングス株式会社の社外取締役(監査等委員)であります。なお、久留公認会計士事務所及びOCHIホールディングス株式会社と当社との間に特別の関係はありません。

②当該事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況 |
|------------------|-------|--|
| 社外取締役 | 豊馬 誠 | 2019年6月27日就任後に開催した取締役会10回中9回に出席し、議案審議等につき経験豊富な経営者の視点から必要な発言を行っております。また、取締役会以外においても、適時、代表取締役等に経営上有用な意見等を行っております。 |
| 社外取締役 (監査等委員) | 斉藤 芳朗 | 当事業年度に開催した取締役会12回中11回に出席し、必要に応じ議案審議等に必要意見を述べております。また、当事業年度に開催した監査等委員会13回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。 |
| 社外取締役 (監査等委員) | 久留 和夫 | 当事業年度に開催した取締役会12回すべてに出席し、必要に応じ議案審議等に必要意見を述べております。また、当事業年度に開催した監査等委員会13回すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。 |
| 社外取締役 (監査等委員) | 小田 昌彦 | 2019年6月27日就任後に開催した取締役会10回すべてに出席し、議案審議等につき経験豊富な経営者の視点から必要な発言を行っております。また、2019年6月27日就任後に開催した監査等委員会10回すべてに出席し、経験豊富な経営者の視点、他社での監査等委員としての活動経験から客観的な立場での発言を行っております。 |

4. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 32百万円

②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 35百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査計画、監査内容及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、収益認識会計基準の適用に関する助言・指導業務及び内部統制に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

(4) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人による当社の子会社の計算関係書類の監査

当社の子会社のうち、海外子会社の一部については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）による監査を受けております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反、抵触した場合及び公序良俗に反する行為があった場合は、監査等委員会はその事実に基づき当該会計監査人を解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は監査等委員会規則に則り会計監査人を解任又は不再任とすることとし、また、当社都合による他、法定以外の理由で、解任又は不再任とする場合は、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はコンプライアンスを経営の基本方針とし、企業倫理の基本として「日本タングステン企業行動憲章」及び「日本タングステン従業員倫理規範」を定めております。コンプライアンス推進体制は、コンプライアンス統括責任者としてコンプライアンス担当役員がコンプライアンスを統括し、コンプライアンス統括部門がコンプライアンスの推進を行っております。また、各部門等にコンプライアンス担当者を置いて全社員・従業員が法令、社内規程及び社会規範等の遵守及びその推進を図っているほか、取締役社長が委員長を務めるリスクマネジメント委員会においてコンプライアンスの遵守状況をモニタリングし、適宜改善指示等を行っております。さらに、これらの実効性を強化するために、コンプライアンス・マニュアルを策定するとともに、定期的な啓発や教育活動を行っております。加えて、コンプライアンス全般に係る問題について通報・相談を受け付けるため、内部通報制度規程を制定し、「コンプライアンスヘルプライン」を社内、社外にそれぞれ設置しております。内部監査室はコンプライアンス推進体制全般について独立した立場でモニタリング活動を実施しております。なお、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、社会の信頼関係を損なうことのないよう、毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断しております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は取締役会等の重要な会議の議事録、稟議書その他職務の執行に係る情報の取り扱いについて情報管理規程を定め、適時、適切に保存管理し、取締役は常時これらの文書及び電子情報を閲覧できるものとしております。これら管理体制及び規程は定期的にその有効性を検証し、適宜最適化を図るものとしております。

③ 当社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は事業運営に影響を及ぼす恐れのある様々なリスクへの適切な対応を行い、経営基盤の安定化を図るとともに、社会的損失をできる限り発生させないように、当社におけるリスクマネジメントに関する全般的事項を定めたりスクマネジメント規程を制定しております。また、リスクマネジメント推進体制として、取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、各部門及び各事業所は職制規程においてリスク管理について規定し、重要なリスク及び個別案件のリスク等への対応策を事業計画に織り込み管理しております。万

一、経営に重大な影響を与える緊急事態等が発生した場合は、取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、その対応にあたることとしております。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は重要事項の決定並びに取締役の業務の執行状況の監督を行うための定例の取締役会のほか、執行役員及び常勤の取締役（監査等委員である取締役を除く。）をメンバーとする経営会議を定期的で開催し、経営会議規則及び職務権限規程に従い、取締役会で決定された方針の具体化、取締役会決議事項以外の重要事項のほか、事業に関わる課題の対策等を協議・決定しております。業務運営については、目標の明確な設定、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、各事業部門の目標値を中期経営計画並びに年度予算として策定し、これに基づく業績管理を行っております。また、社内規程に定める職務権限規程及び意思決定ルールの制定、及び専門知識を有する人材の育成・強化と外部専門家の助言を受けながら適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとっております。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社はコンプライアンス規程及び内部通報制度を子会社にも適用しており、当社が発信する定期的な啓発や教育活動により、子会社全ての役職員に周知徹底しております。

子会社の経営においては、その自主性を尊重しつつ、当社及び子会社から成る企業集団全体の一体化を図るため、関係会社管理規程を定め、子会社の適切な管理を行っております。また、重要な案件については事前に協議を行うとともに、当社取締役会及び経営会議等での決裁を経て執行しております。

子会社は、当社方針に基づいて、中期経営計画並びに年度計画により目標の明確な設定を行い、定期的に業績や年度計画の進捗状況等を当社経営会議等へ報告しております。また、子会社の内部監査を当社内部監査室が行っております。

当社はリスクマネジメント規程を子会社にも適用し、子会社のリスク評価等を行い、企業集団全体の経営を取り巻くリスクを管理しております。

⑥当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制並びにその取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びにその取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

当社は監査等委員会がその職務を遂行するための監査体制のあり方等を定めた監査等委員会監査等基準に基づき、監査等委員会の職務を補助すべきスタッフを置き、監査等委員会スタッフ業務及び事務局業務を行っております。監査等委員会スタッフは、そのスタッフ業務の執行において、その指揮命令権限は監査等委員会に帰属し、人事異動、人事評価に関して

も、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性が担保されております。また、人事については取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会が意見交換を行うこととしております。

- ⑦当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに報告した者が当該報告をしたことで不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査等委員である取締役は、当社の経営会議等の重要な会議に出席し情報を得るとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社及び子会社の取締役又は従業員にその説明を求めることとしております。また、子会社の監査役と定期的に会合を持ち、子会社の状況を確認しております。

内部監査室は当社及び子会社の内部監査の実施状況及びその内容について当社の監査等委員会に適時報告しております。

当社の取締役は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事象及びその事実があることを知ったときは、直ちに当社の監査等委員会に報告しております。また、当社及び子会社は「コンプライアンスヘルプライン」に寄せられた情報が当社の監査等委員会に報告される体制としており、いかなる場合にも通報した者に対して、通報を理由とした不利益な取扱いを禁止する旨、規定しております。

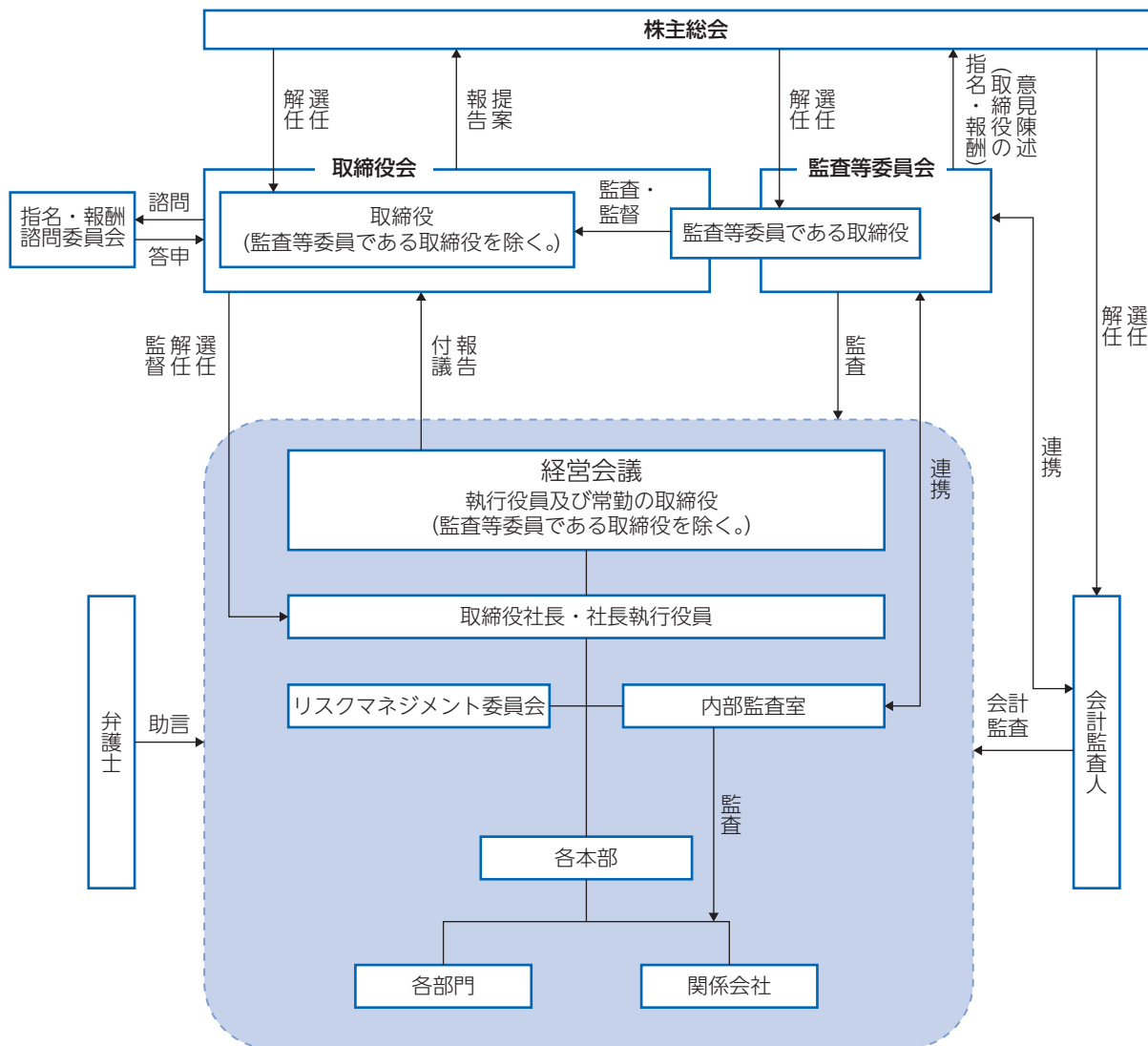
- ⑧当社の監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役がその職務を執行するにあたり必要な費用（弁護士等の外部の専門家を利用する場合はその費用等を含む）は、監査等委員である取締役の請求に応じてこれを支出しております。会社は、当該請求に係る費用が当該監査等委員である取締役の職務執行に必要でない認められた場合を除き、これを拒むことができないこととしております。

- ⑨その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役は、定期的に意見交換を行い、重要な情報を共有できるようにしております。また、内部監査室及び会計監査人と情報交換を行い、緊密な連携を図っております。

コーポレートガバナンス体制図（2020年4月1日現在）



招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

取締役会は、法令等で定められた事項並びに当社及び子会社の重要事項等の決定を行い、取締役の業務執行状況の確認等を行っております。また、取締役会議事録は、法令に従い、正確に記録・作成し、適切な情報の保存及び管理を行っております。

監査等委員会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また、監査等委員である取締役の職務執行については、監査等委員会で決定した監査計画に基づき監査を実施しております。加えて、監査等委員である取締役は、代表取締役や社外取締役と定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備などについて意見交換を行っております。

経営会議は、取締役会決議事項以外の当社及びグループの重要事項のほか、取締役会で決定された方針の具体化、事業に関わる課題の対策等について協議・決定を行っております。

リスクマネジメントについては、リスクマネジメント関連規程に従い、各事業本部（関係会社を含む）が主体的にリスクの低減とその未然防止に取り組んでおります。また、リスクマネジメント委員会を四半期毎に開催し、全社重要リスク、事業本部の重要リスク、重要法令リスク等を抽出するとともに、各事業本部のリスクマネジメント活動が適切になされているかのモニタリングを実施するなど、全社的な視点からリスクの低減とその未然防止に取り組んでおります。加えて、従業員のリスクマネジメント意識を高めるため、定期的に部門単位でのグループミーティングを実施するなど、リスクマネジメント意識を全社に浸透させる活動を実施しております。なお、新型コロナウイルスの感染が拡大する中、従業員の安全・健康を確保し、事業活動を円滑に継続するため、取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、その対応にあっております。

コンプライアンスについては、コンプライアンスファーストの意識付けを浸透させるため、全社員・従業員を対象に各種法令違反防止等の発信・教育を月1回のペースで行ったほか、コンプライアンス体制・内部通報制度等について部門単位での研修を実施いたしました。また、11月をコンプライアンス推進月間に設定し、取締役社長のメッセージの配信や、内部通報先の周知を行うとともに、部門単位で企業風土・コンプライアンスに関するディスカッションを通じて、コンプライアンスの浸透状況の把握や課題の抽出を行っており、抽出した課題に対しては随時対応を行っております。加えて、新入社員、新任役職者・基幹職等を対象に階層別のコンプライアンス研修等も実施しております。

内部監査については、内部監査計画に基づき、内部監査室が監査等委員及び会計監査人と連携をとりながら当社及び子会社の監査を実施しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への利益還元について、親会社株主に帰属する当期純利益の30%を目安に、新商品開発を推進するための設備・人財・研究などへの戦略的投資、中長期的な企業財務体質の強化等を総合的に勘案しつつ、安定的・継続的な配当に努めます。

また、1株当たりの株主価値を向上させるとともに、資本効率の向上を図るため、適宜自己株式の取得に努めます。

こうした方針のもと、当期の期末配当金につきましては、業績の状況等を勘案した結果、1株につき30円とさせていただきたく存じます。これにより、中間配当金1株につき40円を合わせた年間配当金は、1株当たり70円となります。

また、2020年2月12日開催の取締役会において、取得する株式の総数100,000株（上限）取得価額の総額240百万円（上限）とする自己株式の取得を決議し、同年2月13日から3月31日の期間に9,700株を取得価額18百万円で取得いたしました。

この結果、配当性向は28.5%、年間配当金と当事業年度中の自己株式取得を合せた総還元性向は31.5%となります。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|---------------|--------------------|---------------|
| 資産の部 | | 負債の部 | |
| 流動資産 | 8,249 | 流動負債 | 5,667 |
| 現金及び預金 | 2,202 | 支払手形及び買掛金 | 1,093 |
| 受取手形及び売掛金 | 2,796 | 電子記録債務 | 16 |
| 電子記録債権 | 352 | 短期借入金 | 2,830 |
| 商品及び製品 | 265 | リース債務 | 28 |
| 仕掛品 | 1,673 | 未払法人税等 | 222 |
| 原材料及び貯蔵品 | 663 | 賞与引当金 | 408 |
| その他 | 295 | 役員賞与引当金 | 26 |
| 貸倒引当金 | △0 | 設備関係未払金 | 386 |
| | | その他 | 653 |
| 固定資産 | 7,890 | 固定負債 | 486 |
| 有形固定資産 | 4,936 | リース債務 | 63 |
| 建物及び構築物 | 2,604 | 繰延税金負債 | 209 |
| 機械装置及び運搬具 | 1,748 | 資産除去債務 | 24 |
| 工具、器具及び備品 | 137 | その他 | 188 |
| 土地 | 289 | | |
| リース資産 | 81 | 負債合計 | 6,154 |
| 建設仮勘定 | 73 | 純資産の部 | |
| 無形固定資産 | 44 | 株主資本 | 10,003 |
| 投資その他の資産 | 2,909 | 資本金 | 2,509 |
| 投資有価証券 | 1,085 | 資本剰余金 | 2,229 |
| 賃貸不動産 | 1,389 | 利益剰余金 | 5,571 |
| 退職給付に係る資産 | 359 | 自己株式 | △306 |
| その他 | 87 | その他の包括利益累計額 | △33 |
| 貸倒引当金 | △12 | その他有価証券評価差額金 | 129 |
| | | 為替換算調整勘定 | △39 |
| 資産合計 | 16,140 | 退職給付に係る調整累計額 | △122 |
| | | 新株予約権 | 15 |
| | | 純資産合計 | 9,986 |
| | | 負債・純資産合計 | 16,140 |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|--------|
| 売上高 | 11,607 |
| 売上原価 | 8,933 |
| 売上総利益 | 2,673 |
| 販売費及び一般管理費 | 2,171 |
| 営業利益 | 502 |
| 営業外収益 | 454 |
| 受取利息及び配当金 | 33 |
| 持分法による投資利益 | 39 |
| 不動産賃貸料 | 253 |
| 太陽光売電収入 | 38 |
| その他 | 90 |
| 営業外費用 | 286 |
| 支払利息 | 20 |
| 不動産賃貸原価 | 153 |
| 太陽光売電原価 | 23 |
| 為替差損 | 15 |
| その他 | 72 |
| 経常利益 | 671 |
| 特別利益 | 243 |
| 固定資産売却益 | 56 |
| 投資有価証券売却益 | 186 |
| 税金等調整前当期純利益 | 914 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 364 |
| 法人税等調整額 | △48 |
| 当期純利益 | 598 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 598 |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | |
|---------------------|-------|-------|-------|------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 2,509 | 2,229 | 5,205 | △310 | 9,633 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △231 | | △231 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 598 | | 598 |
| 自己株式の取得 | | | | △19 | △19 |
| ストックオプションの行使 | | △0 | △1 | 10 | 8 |
| 譲渡制限付株式報酬 | | △0 | | 13 | 13 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | △0 | 365 | 4 | 369 |
| 当期末残高 | 2,509 | 2,229 | 5,571 | △306 | 10,003 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------|----------------------|--------------|----------------------|-----------------------|-------|--------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 為替換算 調整勘定 | 退職給付 に係る 調整累計額 | その他の 包括利益 累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 388 | 12 | △34 | 365 | 23 | 10,022 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △231 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | 598 |
| 自己株式の取得 | | | | | | △19 |
| ストックオプションの行使 | | | | | | 8 |
| 譲渡制限付株式報酬 | | | | | | 13 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △258 | △51 | △87 | △398 | △8 | △406 |
| 当期変動額合計 | △258 | △51 | △87 | △398 | △8 | △36 |
| 当期末残高 | 129 | △39 | △122 | △33 | 15 | 9,986 |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| 資産の部 | | 負債の部 | |
| 流動資産 | 7,642 | 流動負債 | 5,537 |
| 現金及び預金 | 1,680 | 支払手形 | 144 |
| 受取手形 | 76 | 電子記録債務 | 16 |
| 売掛金 | 2,731 | 買掛金 | 968 |
| 電子記録債権 | 352 | 短期借入金 | 2,830 |
| 商品及び製品 | 220 | リース債務 | 25 |
| 仕掛品 | 1,613 | 未払法人税等 | 183 |
| 原材料及び貯蔵品 | 602 | 賞与引当金 | 381 |
| その他 | 365 | 役員賞与引当金 | 24 |
| 貸倒引当金 | △0 | 設備関係未払金 | 387 |
| | | その他 | 576 |
| 固定資産 | 7,686 | 固定負債 | 538 |
| 有形固定資産 | 4,569 | リース債務 | 58 |
| 建物及び構築物 | 2,507 | 繰延税金負債 | 267 |
| 機械装置及び運搬具 | 1,526 | 資産除去債務 | 24 |
| 工具、器具及び備品 | 110 | その他 | 188 |
| 土地 | 280 | | |
| リース資産 | 74 | 負債合計 | 6,076 |
| 建設仮勘定 | 70 | 純資産の部 | |
| 無形固定資産 | 37 | 株主資本 | 9,107 |
| 投資その他の資産 | 3,079 | 資本金 | 2,509 |
| 投資有価証券 | 444 | 資本剰余金 | 2,229 |
| 関係会社株式 | 295 | 資本準備金 | 2,229 |
| 関係会社出資金 | 358 | その他資本剰余金 | — |
| 前払年金費用 | 536 | 利益剰余金 | 4,675 |
| 賃貸不動産 | 1,404 | その他利益剰余金 | 4,675 |
| その他 | 52 | 買換資産圧縮積立金 | 756 |
| 貸倒引当金 | △12 | 別途積立金 | 1,000 |
| | | 繰越利益剰余金 | 2,919 |
| 資産合計 | 15,328 | 自己株式 | △306 |
| | | 評価・換算差額等 | 128 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 128 |
| | | 新株予約権 | 15 |
| | | 純資産合計 | 9,252 |
| | | 負債・純資産合計 | 15,328 |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|--------|
| 売上高 | 11,093 |
| 売上原価 | 8,760 |
| 売上総利益 | 2,333 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,834 |
| 営業利益 | 498 |
| 営業外収益 | 644 |
| 受取利息及び配当金 | 291 |
| 不動産賃貸料 | 277 |
| 太陽光売電収入 | 38 |
| その他 | 37 |
| 営業外費用 | 235 |
| 支払利息 | 17 |
| 不動産賃貸原価 | 151 |
| 太陽光売電原価 | 23 |
| 為替差損 | 5 |
| その他 | 37 |
| 経常利益 | 907 |
| 特別利益 | 253 |
| 投資有価証券売却益 | 186 |
| 抱合せ株式消滅差益 | — |
| 特別損失 | 138 |
| 関係会社出資金評価損 | — |
| 税引前当期純利益 | 1,021 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 291 |
| 法人税等調整額 | △45 |
| 当期純利益 | 776 |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---------------------|-------|-------|----------|---------|-----------|-------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 利益剰余金合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 | | | |
| | | | | | 買換資産圧縮積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 2,509 | 2,229 | 0 | 2,229 | 787 | 1,000 | 2,345 | 4,132 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 買換資産圧縮積立金の取崩 | | | | | △30 | | 30 | — |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △231 | △231 |
| 当期純利益 | | | | | | | 776 | 776 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | |
| ストックオプションの行使 | | | △0 | △0 | | | △1 | △1 |
| 譲渡制限付株式報酬 | | | △0 | △0 | | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | △0 | △0 | △30 | — | 573 | 543 |
| 当期末残高 | 2,509 | 2,229 | — | 2,229 | 756 | 1,000 | 2,919 | 4,675 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------|------|--------|--------------|-------|-------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | | |
| 当期首残高 | △310 | 8,560 | 385 | 23 | 8,969 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 買換資産圧縮積立金の取崩 | | — | | | — |
| 剰余金の配当 | | △231 | | | △231 |
| 当期純利益 | | 776 | | | 776 |
| 自己株式の取得 | △19 | △19 | | | △19 |
| ストックオプションの行使 | 10 | 8 | | | 8 |
| 譲渡制限付株式報酬 | 13 | 13 | | | 13 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | △256 | △8 | △264 |
| 当期変動額合計 | 4 | 547 | △256 | △8 | 282 |
| 当期末残高 | △306 | 9,107 | 128 | 15 | 9,252 |

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

日本タングステン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 甲 斐 祐 二 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 田 秀 敏 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本タングステン株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本タングステン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

日本タングステン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 甲 斐 祐 二 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 田 秀 敏 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本タングステン株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第109期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び主要幹部、使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員らの地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

日本タングステン株式会社 監査等委員会

| | |
|-----------|-----------|
| 監査等委員（常勤） | 今 里 州 一 ㊟ |
| 監査等委員 | 斉 藤 芳 朗 ㊟ |
| 監査等委員 | 久 留 和 夫 ㊟ |
| 監査等委員 | 小 田 昌 彦 ㊟ |

(注) 監査等委員斉藤芳朗、久留和夫及び小田昌彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選任にあたりましては、指名諮問委員会（過半数が社外取締役で構成）で十分な審議を経たうえで、取締役会において決議しております。

監査等委員会は、各取締役候補者について、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、取締役候補者として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 候補者名 | 当社における地位及び重要な兼職先 | 取締役在任年数 (本総会終結時) | 取締役会への出席状況 |
|-------|---|--|---------------------|-------------------|
| 1 | 再任 後藤 信志 | 代表取締役 取締役社長 社長執行役員 | 10年 | 100% (12回/12回) |
| 2 | 再任 毛利 茂樹 | 取締役 常務執行役員 事業・開発技術統括責任者、 品質保証担当 上海恩梯三義実業发展有限公司董事長 | 3年 | 100% (12回/12回) |
| 3 | 再任 大島 正信 | 取締役 執行役員 経営企画担当 | 10年 | 100% (12回/12回) |
| 4 | 再任 山崎 洋 | 取締役 執行役員 経営管理本部長、コンプライアンス担当 | 2年 | 100% (12回/12回) |
| 5 | 再任 中原 賢治 | 取締役 執行役員 機械部品事業本部長 | 1年 | 100% (10回/10回) |
| 6 | 再任 社外 独立 豊馬 誠 | 取締役 九州電力株式会社取締役常務執行役員 | 1年 | 90% (9回/10回) |

(注) 中原賢治氏及び豊馬誠氏の取締役会出席状況は、2019年6月27日就任後に開催した取締役会のみを対象としています。

候補者
番号

1

再任

ごとうしんじ
後藤信志 (1959年3月19日生) 所有する当社株式の数 13,653株

略歴、地位及び担当

1982年4月 当社入社
2006年6月 当社金材部品部長兼飯塚工場長
2010年4月 当社営業部長
2010年6月 当社取締役営業部長
2010年12月 当社取締役四平恩梯タングステン高技術材料有限公司総経理
2014年4月 当社取締役ものづくり推進担当
2014年6月 当社取締役ものづくり推進担当兼基山工場長
2016年4月 当社取締役開発技術センター担当
2016年6月 当社代表取締役 取締役社長 社長執行役員(現任)

重要な兼職の状況 なし

【選任理由】

同氏は、2010年に取締役、2016年からは代表取締役に就任し、営業、技術、製造、海外子会社経営における豊富な業務経験と当社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、取締役候補者として適任と判断いたしました。

(注) 後藤信志氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者
番号

2

再任

もう り しげ き
毛利茂樹

(1958年4月19日生)

所有する当社株式の数

4,802株

略歴、地位及び担当

- 1982年4月 当社入社
- 2007年6月 当社セラミック部長兼宇美工場長
- 2010年4月 当社超硬部品部長
- 2012年4月 当社電材部品部長
- 2014年4月 上海電科電工材料有限公司総経理
- 2015年7月 当社超硬部品部長兼上海電科電工材料有限公司総経理
- 2016年4月 当社機械部品事業本部長兼超硬部品部長
- 2016年6月 当社執行役員機械部品事業本部長兼超硬部品部長
- 2017年4月 当社執行役員機械部品事業本部長、開発技術センター担当
- 2017年6月 当社取締役執行役員機械部品事業本部長、開発技術センター担当
- 2019年4月 当社取締役執行役員事業・開発技術統括責任者兼機械部品事業本部長
- 2019年6月 当社取締役常務執行役員事業・開発技術統括責任者
- 2020年4月 当社取締役常務執行役員事業・開発技術統括責任者、品質保証担当（現任）

重要な兼職の状況 上海恩悌三義実業発展有限公司董事長

【選任理由】

同氏は、2016年に執行役員、2017年からは取締役に就任し、製造技術、開発、海外子会社経営における豊富な業務経験と、当社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、取締役候補者として適任と判断いたしました。

(注) 毛利茂樹氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者
番号

3

再任

おお しま まさ のぶ
大 島 正 信 (1959年3月31日生) 所有する当社株式の数 8,851株

略歴、地位及び担当

1982年4月 当社入社
2008年6月 当社総務人事部長
2010年6月 当社取締役業務本部長兼経理部長、コンプライアンス担当
2012年4月 当社取締役業務本部長兼経営管理部長、コンプライアンス担当
2014年4月 当社取締役経営企画・経営管理・人事担当、コンプライアンス担当
2016年4月 当社取締役経営管理本部長兼経営企画部長、コンプライアンス担当
2016年6月 当社取締役執行役員経営管理本部長兼経営企画部長、コンプライアンス担当
2017年3月 当社取締役執行役員経営管理本部長兼経営企画部長兼人事部長、コンプライアンス担当
2017年4月 当社取締役執行役員経営管理本部長兼人事部長
2018年4月 当社取締役
2018年10月 当社取締役執行役員経営戦略本部長、コンプライアンス担当
2020年4月 当社取締役執行役員経営企画担当（現任）

重要な兼職の状況 なし

【選任理由】

同氏は、2010年に取締役に就任し、経営企画、経理、総務人事部門の本部長を務めるなど、経営管理における豊富な業務経験と当社の経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有しており、取締役候補者として適任と判断いたしました。

(注) 大島正信氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者
番号

4

再任

やま
山

さき
崎

ひろし
洋

(1958年10月23日生) 所有する当社株式の数

4,451株

略歴、地位及び担当

- 1982年 4月 当社入社
- 2007年 4月 当社精密加工部長
- 2009年 4月 当社購買物流部長
- 2011年 4月 当社管理購買部長
- 2014年 4月 当社ものづくり推進部長
- 2016年 4月 当社製造統括本部長兼ものづくり推進部長兼基山工場長
- 2016年 6月 当社執行役員製造統括本部長兼ものづくり推進部長兼基山工場長
- 2017年 4月 当社執行役員製造統括本部長兼基山工場長
- 2018年 6月 当社取締役執行役員製造統括本部長兼基山工場長
- 2019年 6月 当社取締役執行役員製造統括本部長兼基山工場長、中期経営計画推進担当
- 2020年 4月 当社取締役執行役員経営管理本部長、コンプライアンス担当（現任）

重要な兼職の状況 なし

【選任理由】

同氏は、2016年に執行役員、2018年からは取締役に就任し、製造技術・管理、品質保証における豊富な業務経験と当社の経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有しており、取締役候補者として適任と判断いたしました。

(注) 山崎洋氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者
番号

5

再任

なか はら けん じ
中原賢治 (1965年1月31日生) 所有する当社株式の数 3,149株

略歴、地位及び担当

1996年 1月 当社入社
2012年 4月 当社超硬部品部長
2015年 7月 当社超硬部品部ダイカッター事業推進室長
2016年 4月 当社機械部品事業本部超硬部品部ダイカッター事業推進室長
2016年 8月 NIPPON TUNGSTEN USA,INC.社長
2017年 4月 当社機械部品事業本部超硬部品部長
2018年 4月 当社機械部品事業本部副本部長
2018年 6月 当社執行役員機械部品事業本部副本部長
2019年 6月 当社取締役執行役員機械部品事業本部長 (現任)

重要な兼職の状況 なし

【選任理由】

同氏は、2018年に執行役員、2019年からは取締役に就任し、主に製造技術、海外子会社経営における豊富な業務経験と、当社の経営全般、グローバルな事業経営及び管理・運営業務に関する知見を有しており、取締役候補者として適任と判断いたしました。

(注) 中原賢治氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

とよ ま まこと
豊馬誠 (1959年1月1日生) 所有する当社株式の数 - 株

略歴、地位及び担当

1981年4月 九州電力株式会社入社
 2013年6月 同社電力輸送本部部長（系統運用）
 2014年7月 同社電力輸送本部部長（計画）
 2016年6月 同社執行役員福岡支社長
 2018年6月 同社取締役常務執行役員コーポレート戦略部門長
 2019年6月 当社取締役（現任）
 2020年4月 九州電力株式会社取締役常務執行役員コーポレート戦略部門長、経営監査室に関する事項（現任）

重要な兼職の状況 九州電力株式会社取締役常務執行役員

【選任理由】

同氏は、現在、九州電力株式会社の要職を担われており、豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営全般に適宜、適切にご意見と助言をいただけることを期待し、社外取締役候補者として適任と判断いたしました。

【独立性について】

同氏は、九州電力株式会社の取締役常務執行役員に就任しております。当社は太陽光発電を行っており、九州電力株式会社に売電しておりますが、年間売上高に占める割合は、0.5%未満と軽微であります。

- (注) 1. 豊馬誠氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 豊馬誠氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は当社が定めた「独立社外役員選任基準」（53頁参照）を満たしております。
 なお、当社は同氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 3. 当社は、豊馬誠氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する責任限定契約を締結しております。また、同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で上記契約を継続する予定であります。
 責任限定契約の内容については事業報告21頁の注記7に記載のとおりであります。
 4. 豊馬誠氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）今里州一氏、斉藤芳朗氏及び久留和夫氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員3名の選任をお願いするものであります。監査等委員候補者は、今里州一氏、久留和夫氏及び杉原知佳氏であります。

なお、監査等委員候補者の選任にあたりましては、指名諮問委員会（過半数が社外取締役で構成）で十分な審議を経たうえで、取締役会において決議しております。

本議案を本定時株主総会に提出することにつきましては、監査等委員会の同意を得ております。

本議案が原案どおり可決されますと、監査等委員会の構成は次のとおりとなります。

選任後の監査等委員会の構成（予定）

| 候補者 番号 | 氏名 | 当社における地位 及び重要な兼職先 | 監査等委員 在任年数 (本総会 終結時) | 取締役会へ の出席状況 | 監査等 委員会への 出席状況 |
|-----------|--|-----------------------------|-------------------------------|-------------------|----------------------|
| 1 | 再任 いまさと 今里 州一 | 常勤監査等委員 | 2年 | 100% (12回/12回) | 100% (13回/13回) |
| 2 | 再任 社外 独立 ひさどめ 久留 和夫 | 監査等委員 久留公認会計士事務所代表 | 2年 | 100% (12回/12回) | 100% (13回/13回) |
| - | 現任 社外 独立 おだ 小田 昌彦 | 監査等委員 - | 1年 | 100% (10回/10回) | 100% (10回/10回) |
| 3 | 新任 社外 独立 すぎはら 杉原 知佳 | - 三浦・奥田・杉原法律事務所 共同経営者 | - | - | - |

(注) 小田昌彦氏の取締役会及び監査等委員会の出席状況は、2019年6月27日就任後に開催した取締役会及び監査等委員会のみを対象としております。

候補者
番号

1

再任

いま さと しゅう いち
今 里 州 一

(1957年10月8日生)

所有する当社株式の数

2,500株

略歴、地位及び担当

- 1981年4月 当社入社
- 2006年10月 SV NITTAN CO.,LTD.副社長
- 2011年4月 当社営業部長
- 2013年4月 当社セラミック部長兼宇美工場長
- 2016年4月 当社機械部品事業本部セラミック部長兼宇美工場長
- 2018年4月 当社内部監査担当部長
- 2018年6月 当社取締役監査等委員（常勤）（現任）

重要な兼職の状況 なし

【選任理由】

同氏は、2006年から海外関係会社副社長、営業部長、製造部長等を歴任し、また2018年6月から取締役監査等委員に就任しており、これまでのグローバルな事業経営、営業、製造などの豊富な業務経験から、的確な監査業務を遂行できると判断し、監査等委員候補者といたしました。

(注) 今里州一氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者
番号

2

再任

社外

独立

ひさ ども かず お
久留和夫 (1950年3月6日生) 所有する当社株式の数 - 株

略歴、地位及び担当

1977年10月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）福岡事務所入所
1981年8月 公認会計士登録
1991年5月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）社員
1998年5月 同法人代表社員
2014年7月 久留公認会計士事務所代表（現任）
2016年6月 OCHIホールディングス株式会社社外監査役
2018年6月 当社取締役監査等委員（現任）
2019年6月 OCHIホールディングス株式会社社外取締役監査等委員（現任）

重要な兼職の状況 久留公認会計士事務所代表

【選任理由】

同氏は、公認会計士として会計監査業務の経験が豊富であり、また、OCHIホールディングス株式会社の社外取締役監査等委員を務められるなど、専門的な見地から当社の経理財務面についての確かな監査意見をいただけることを期待し、監査等委員候補者いたしました。
なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

【独立性について】

同氏は、久留公認会計士事務所代表及びOCHIホールディングス株式会社の社外取締役監査等委員に就任しております。当社と久留公認会計士事務所及びOCHIホールディングス株式会社には取引関係その他特別の利害関係はありません。なお、2014年6月まで当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツにおいてパートナーを務めておりました。また、2005年度から2010年度まで当社の会計監査業務に業務執行社員として従事しておりましたが、以降当社の会計監査業務には関わっておりません。

- (注) 1. 久留和夫氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 久留和夫氏は、社外監査等委員候補者であります。また、同氏は当社が定めた「独立社外役員選任基準」（53頁参照）を満たしております。
なお、当社は同氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 当社は、久留和夫氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する責任限定契約を締結しております。また、同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で上記契約を継続する予定であります。
責任限定契約の内容については事業報告21頁の注記7に記載のとおりであります。
4. 久留和夫氏の当社社外取締役（監査等委員）在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

候補者
番号

3

新任

社外

独立

すぎ はら とも か
杉原知佳 (1970年12月25日生) 所有する当社株式の数 - 株

略歴、地位及び担当

- 1999年 3月 司法研修所（第51期）終了
1999年 4月 福岡県弁護士会入会弁護士登録
三浦・奥田・岩本法律事務所入所
2007年 4月 同事務所共同経営者
2012年 8月 三浦・奥田・杉原法律事務所共同経営者（現任）
2019年 6月 株式会社シティアスコム社外取締役（現任）

重要な兼職の状況 三浦・奥田・杉原法律事務所共同経営者

【選任理由】

同氏は、弁護士として企業法務をはじめ法務全般に関する業務経験が豊富であり、また、株式会社シティアスコムの社外取締役を務められるなど、法令への高度な能力・見識に基づき客観的な立場から監査を行っていただけることを期待し、監査等委員候補者といたしました。
なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

【独立性について】

同氏は、三浦・奥田・杉原法律事務所の共同経営者及び株式会社シティアスコムの社外取締役に就任しております。当社と三浦・奥田・杉原法律事務所及び株式会社シティアスコムには取引関係その他特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 杉原知佳氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 杉原知佳氏は、社外監査等委員候補者であります。また、同氏は当社が定めた「独立社外役員選任基準」(53頁参照)を満たしております。
なお、当社は同氏が監査等委員に就任された場合、東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、杉原知佳氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する責任限定契約を締結する予定であります。
責任限定契約の内容については事業報告21頁の注記7に記載のとおりであります。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

(ご参考)

社外役員の独立性についての当社の考え方

独立社外役員選任基準

当社は、社外役員又はその候補者が、以下のいずれにも該当しない場合、独立性を有している者と判断する。

- (1) 当社及び子会社の業務執行者である者、又は過去10年以内に業務執行者であった者
- (2) 当社又は子会社の主要な取引先で、現在又は直近3事業年度のいずれかにおいて年間連結総売上高の2%以上の支払いを受けた、又は行った者の業務執行者である者
- (3) 現在又は直近3年間において当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関等の業務執行者である者
- (4) 当社又は子会社から過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けている団体等に所属する者
- (5) 法律、会計若しくは税務の専門家又はコンサルタントであって、当社又は子会社から役員報酬以外で、過去3年間の平均で年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ている者
- (6) 当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主たる法人等の業務執行者である者
- (7) (1) から (6) までに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族

第3号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新及び当該対応方針の対抗措置である新株予約権の無償割当てに関する権限を取締役に委任する件

当社は、2008年5月11日開催の当社取締役会において、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針を導入し、直近では2017年6月29日の当社第106期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき継続(以下「現対応方針」といいます。)しておりますが、その有効期間は2020年6月26日開催予定の当社第109期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の終結時までとなっております。当社では現対応方針継続後も買収防衛策に関する諸々の動向を踏まえ当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益をより一層確保し、向上させるための取組みとして、現対応方針の内容について更なる検討を進めてまいりました。

その結果、当社は2020年5月20日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現対応方針として更新(以下、改定された買収防衛策を「本対応方針」といいます。)することを決定いたしました。

本議案は、①当社定款第11条第1項の定めに基づき、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、下記の本対応方針を導入すること及び②同項の定めに基づき、本対応方針の対抗措置としての新株予約権の無償割当ての決定権限を取締役に委任することについて、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同をもってご承認をお願いするものです。

なお、本対応方針は、その導入を決定した当社取締役会において、出席取締役全員の賛成により決定されたものです。

本対応方針の詳細は、下記のとおりであります。

記

本対応方針の内容

本対応方針の内容は下記のとおりですが、本対応方針に関する手続の流れにつきましては、別紙1「本対応方針の概要(大規模買付行為が開始された場合のフローチャート)」にその概要をフローチャートの形でまとめているので、併せてご参照下さい。

(1) 大規模買付ルールの設定

本対応方針においては、次の①若しくは②に該当する行為又はこれらに類似する行為(但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。)がなされ、又はなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

- ① 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け
- ② 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(a) 「大規模買付意向表明書」の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役社長に対して、本対応方針に定められた手続(以下「大規模買付ルール」といいます。)に従う旨の誓約等を日本語で記載した「大規模買付意向表明書」を提出していただきます。

「大規模買付意向表明書」には、具体的には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 大規模買付者の概要

- ① 氏名又は名称及び住所又は所在地
- ② 代表者の氏名
- ③ 会社等の目的及び事業の内容
- ④ 大株主又は大口出資者(所有株式数又は出資割合上位10名)の概要
- ⑤ 国内連絡先
- ⑥ 設立準拠法

(ii) 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、及び、大規模買付意向表明書提出日前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況

(iii) 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要(大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付行為の目的の概要(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。))を含みます。)

(iv) 大規模買付ルールに従う旨の誓約

なお、「大規模買付意向表明書」の提出にあたっては、商業登記簿謄本、認証された定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

(b) 「大規模買付情報」の提供

上記(a)に記載の「大規模買付意向表明書」をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な日本語で記載された情報(以下「大規模買付情報」といいます。)を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報の提供を受けた場合には速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。

まず、当社は、大規模買付意向表明書を提出していただいた日から10営業日(初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載したリスト(以下「大規模買付情報リスト」といいます。)を上記(a)(i)⑤に記載の国内連絡先宛に発送し、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従った十分な情報を当社取締役会に提供していただきます。

また、上記の大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として大規模買付情報リストの一部に含まれるものとしませんが、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、財務アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士その他の外部専門家等(以下「外部専門家等」といいます。)の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定します。また、大規模買付者が大規模買付情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

- ① 大規模買付者及びそのグループの詳細(その名称、沿革、資本金の額又は出資金の額、発行済株式の総数、代表者、役員及び社員その他構成員の氏名、職歴及び所有株式の数その他の会社等の状況、並びに直近2事業年度の財政

状態、経営成績その他の経理の状況、並びに、大規模買付者のグループの關係(資本關係、取引關係、役職員の兼任その他の人的關係、契約關係、及びこれらの關係の沿革を含みますが、これらに限られません。)の概略を含みます。)

- ② 大規模買付行為の目的(大規模買付意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容)、方法及び内容(大規模買付行為の適法性に関する意見を含みます。)
- ③ 大規模買付行為に係る買付対価の種類及び金額(有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載していただきます。)、並びに当該金額の算定の基礎及び経緯(算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大規模買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。)
- ④ 大規模買付行為に要する資金の調達状況、及び当該資金の調達先の概要(預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。)
- ⑤ 大規模買付者グループによる当社の株券等の過去の取得時期及び当該時期毎の取得数・取得価額、並びに、当社の株券等の過去の売却時期及び当該時期毎の売却数・売却価額
- ⑥ 大規模買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売上の予約その他の重要な契約又は取決め(以下「担保契約等」といいます。))がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑦ 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容

- ⑧ 支配権取得又は経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社及び当社グループの支配権取得又は経営参加の方法、並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画及び議決権の行使方針。当社と同種事業を目的とする会社その他の法人(日本以外の国におけるものも含まれます。)に対する過去の投資・経営・業務関与経験の有無及びその内容・実績等。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性
- ⑨ 純投資又は政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性
- ⑩ 重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、又は大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ⑪ 大規模買付行為の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
- ⑫ 大規模買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
- ⑬ 大規模買付行為に際して第三者との間で当社の株券等に関する取得、譲渡及び権利行使について意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要
- ⑭ 当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社の利害関係者との関係を大規模買付行為の完了後に変更する予定がある場合には、その具体的内容
- なお、当社は、大規模買付者から大規模買付意向表明書を提出していただいた場合には、その旨を速やかに開示し、また、大規模買付者から提供された情報(大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかった情報については、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。)が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を株主の皆様に開示いたします。

また、当社は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと当社取締

役会において合理的に判断されるときには、速やかにその旨を大規模買付者に通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、その旨を開示いたします。

(c) 取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価・検討等の難易度等に応じて、対価を金銭(円貨)のみとし当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大規模買付行為の場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間(いずれの場合も初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。なお、独立委員会が取締役会評価期間内に下記(3)(b)(ii)に記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長30日間(初日不算入)延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時且つ適切に開示いたします。

大規模買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。なお、株主総会を招集する場合には、下記(3)(b)(ii)をご参照下さい。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時且つ適切に公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

(2) 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

(a) 対抗措置発動の条件

(i) 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買収行為とみなし、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当な対抗措置を発動することができることといたします。

(ii) 大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関する大規模買付情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために、必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。具体的には、別紙2「当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる類型」に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合又は該当すると客観的且つ合理的に疑われる事情が存する場合には、原則として、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものと考えます。

(b) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、当社取締役会の決議に基づき、概要を別紙3「本新株予約権の概要」に記載する新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行います。但し、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを当社定款第11条第1項に基づき、当社株主

総会に付議することがあります。また、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

(3) 本対応方針の合理性及び公正性を担保するための制度及び手続

(a) 本対応方針の導入等に関する株主の皆様の意思の確認

本対応方針は、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として効力が生ずるものとします。また、本定時株主総会における本対応方針の導入の承認決議は、当社定款第11条第1項の規定に基づき、本対応方針に定める条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただく決議でもあります。

なお、かかる議案が承認されなかった場合には、本対応方針は導入されないものとし、現対応方針についても本定時株主総会の終結時において有効期間の満了により終了いたします。

(b) 独立委員会の設置及び諮問等の手続

(i) 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要且つ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、その概要を別紙4「独立委員会規程の概要」に記載する独立委員会規程に基づき、当社取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は他社の取締役若しくは執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。本対応方針の独立委員会の委員には、豊馬誠氏、久留和夫氏、小田昌彦氏及び杉原知佳氏の合計4名に就任いただく予定です。なお、各委員の略歴は、別紙5「独立委員会委員の略歴」に記載のとおりです。

独立委員会は、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付行為の具体的内容及び当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、取締役会評価期間内に、本対応

方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。当社取締役会は独立委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重しつつ、本対応方針に従って対応を決定するものとします。

独立委員会は、独自に又は当社取締役会等を通して、大規模買付者に対し、大規模買付情報の追加提供、協議・交渉等を求める場合があります。大規模買付者は、これに速やかに応じなければならないものとします。

独立委員会は、大規模買付者から大規模買付意向表明書及び大規模買付情報が提出された場合には、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上という観点から、当社取締役会の経営計画等及び当社取締役会による当社の企業評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対して、適宜回答期限(取締役会評価期間内において原則として最長30日とします。)を定めた上で、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の内容に対する意見並びにその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等(以下「当社取締役会情報」といいます。)を提示するよう要請することがあり、当社取締役会はこれらに応じるものとします。また、独立委員会は、当社取締役会情報について、当社取締役、執行役員、立案等に参画した従業員、立案等に際し助言を行った第三者等に対し、独立委員会が必要とする説明を要請することがあります。要請を受けた者は、必ずこれに応じるものとします。

(ii) 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置を発動するか否かを判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとしたします(但し、当社定款第11条第1項に基づき当社株主総会を招集する場合には、当該株主総会の決議に従います。)

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問の他、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与

える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置を発動するか否かを判断するものとします。

但し、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、本新株予約権の無償割当てに関する議案を当社定款第11条第1項に基づき、当社株主総会に付議することがあります。当該株主総会が開催される場合には、当該株主総会において本新株予約権の無償割当てに関する決議がされるまでの間、大規模買付者は、大規模買付行為を開始することができないものとします。当該株主総会において当該議案が可決された場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てを行います。

(iii) 発動した対抗措置の中止又は撤回

当社取締役会が上記(ii)に記載の手続に従って対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合、又は、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、且つ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保若しくは向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について、上記①又は②の場合に該当するに至った具体的事情を提示した上で、改めて独立委員会に諮問するとともに、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします。独立委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記独立委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、発動した対抗措置を、当社取締役会は通常の決議により中止又は撤回し、速やかにその旨を開示いたします。なお、対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、本新株予約権の無償割当ての基準日に係る権利落ち日(以下「本権利落ち日」といいます。)の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止する場合がありますが、本権利落ち日より前に、本新株予約権の無償割当てが実施され、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを信賴して当社の株式の売買を行われた一般投資家の皆様が株価の変動に

より損害を被ることのないよう、本権利落日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当ては中止しないものとします。但し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります(この場合には、(ご参考)に記載のとおり、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った株主の皆様が株価の変動により損害を被る可能性があります。)

(iv) 独立委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として必要且つ十分であるかについて疑義がある場合その他当社取締役会が必要と認める場合には、上記の対抗措置の発動の是非及び発動した対抗措置の維持の是非以外についても、任意に独立委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、独立委員会は、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(c) 本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針の有効期間は、2023年6月に開催予定の当社第112期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、本対応方針の有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は、②当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されるものとします。

また、当社は、本対応方針が廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

以 上

(ご参考)

1. 株主・投資家の皆様に与える影響

(1) 本対応方針の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本対応方針がその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、原則に従い本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を行った場合には、別途定められる基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で、別途定められる効力発生日において、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記「対応方針の内容」(3)(b)(iii)に記載の手續等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は撤回を決定した場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、本新株予約権の無償割当てに係る基準日以降、本新株予約権

の行使又は取得の結果として株主の皆様が株式が交付される場合には、株主名簿に株主の皆様の株式が記録されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意下さい。

2. 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

(1) 株主名簿への記録

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、原則に従い本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、当社取締役会において基準日を定め、これを公告します。基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その有する株式の数に応じて本新株予約権が割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

(2) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日における手続

本新株予約権の無償割当ての手続に関しては、基準日における株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込み等の手続は不要です。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主の皆様に必要なとなる手続

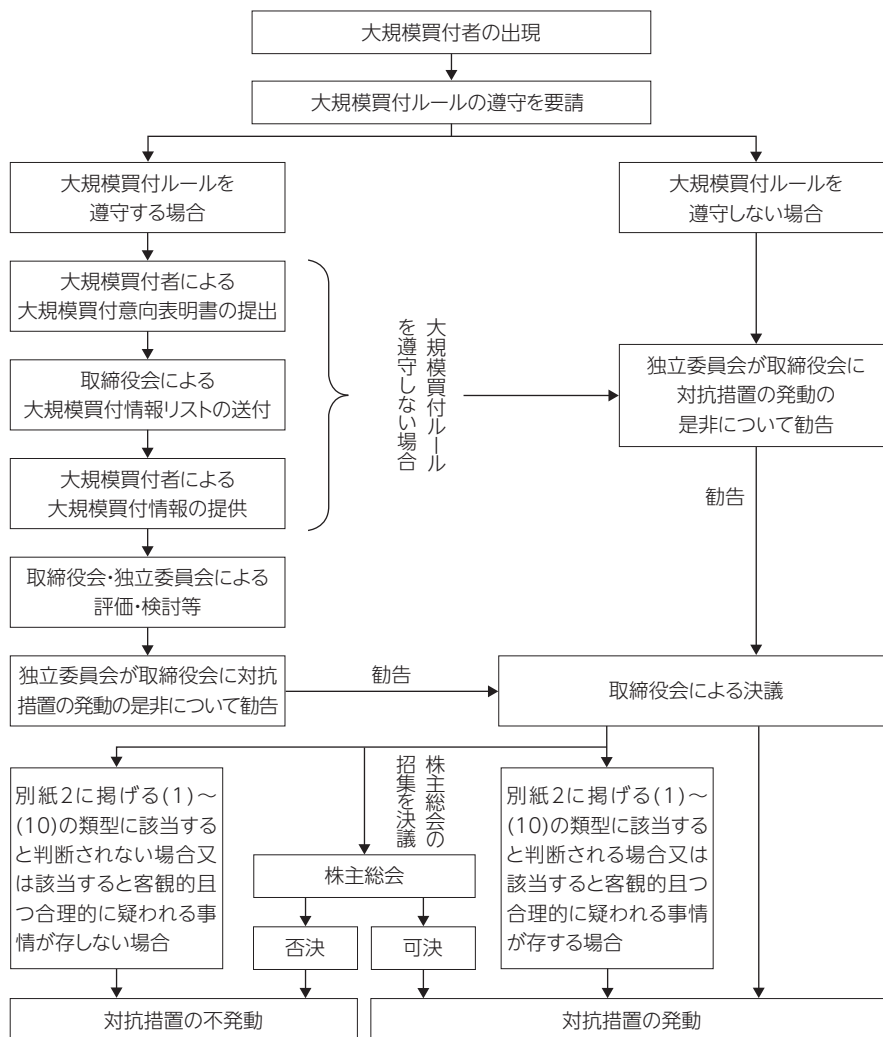
当社が本新株予約権を取得条項に基づき取得する場合には、当社は、会社法に定められた手続(会社法第273条、第274条)に従い、取締役会の決議を行い、且つ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、取得を行います。また、大規模買付者その他の一定の者以外の株主の皆様が本新株予約権の行使可能期間の到来を待って本新株予約権を行使していただく場合には、当社は、会社法に定められた手続(会社法第279条第2項)に従い、当該行使可能期間の初日の到来前に、新株予約権者の皆様に対して、割当ての通知を行いますので、株主の皆様におかれましては、行使可能期間内に本新株予約権を行使して下さいようお願い申し上げます(その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。)

なお、いずれの手続を行う場合であっても、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時且つ適切に開示を行いますので、対抗措置が発動される場合には、株主の皆様におかれましては、当社からなされる情報開示にご留意下さい。

以上

(別紙1)

本対応方針の概要(大規模買付行為が開始された場合のフローチャート)



(別紙2)

当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる類型

- (1) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高価売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (5) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件(買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容(当該取得の時期及び方法を含みます。)、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれらに限られません。)が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
- (6) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (7) 大規模買付者による支配権の取得により、当社の株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益が著しく毀損され、その結果として当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合

- (8) 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
- (9) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
- (10) その他(1)乃至(9)に準ずる場合で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以 上

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議、株主総会の決議、又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済みの普通株式の総数(但し、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。)と同数以上で別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式(但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。)1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は1株とします。但し、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は1円以上で本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者、④特定大量買付者の特別関係者、若しくは⑤これら①乃至④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、⑥これら①乃至⑤に該当する者の関連者（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとし、ます。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとし、ます。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引き替えに本新株予約権1個につき当該取得日時点における対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとし、ます。なお、本新株予約権の取得条項の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとし、ます。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が発動した対抗措置の中止若しくは撤回を決議した場合又は本新株予約権無償割当て決議において別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとし、ます。

10. 本新株予約権の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとし、ます。

11. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとし、ます。

以 上

(別紙4)

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、その判断の合理性及び公正性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 独立委員会の委員(以下「独立委員」という。)は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者又は他社の取締役若しくは執行役として経験のある社外者等の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、各独立委員との間で、当社に対する善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員の任期は、選任の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について評価・検討した上で決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本対応方針に係る対抗措置の発動の是非(大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであるか否かの判断を含む。)
 - (2) 本対応方針に係る対抗措置の中止又は撤回
 - (3) その他本対応方針に関連して当社取締役会が任意に独立委員会に対して諮問す

る事項

各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、執行役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が必要とする事項に関する説明を求めることができる。

9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家等(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)から助言を得ることができる。

以 上

(別紙5)

独立委員会委員の略歴

とよま まこと
豊馬 誠

【略歴】

- 1981年4月 九州電力株式会社入社
- 2013年6月 同社電力輸送本部部長（系統運用）
- 2014年7月 同社電力輸送本部部長（計画）
- 2016年6月 同社執行役員福岡支社長
- 2018年6月 同社取締役常務執行役員コーポレート戦略部門長
- 2019年6月 当社社外取締役、独立委員会委員（現任）
- 2020年4月 九州電力株式会社取締役常務執行役員コーポレート戦略部門長、
経営監査室に関する事項（現任）

ひさどめ かずお
久留 和夫

【略歴】

- 1977年10月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）福岡事務所入所
- 1981年8月 公認会計士登録
- 1991年5月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）社員
- 1998年5月 同法人代表社員
- 2014年7月 久留公認会計士事務所代表（現任）
- 2016年6月 OCHIホールディングス株式会社社外監査役
- 2018年6月 当社社外取締役監査等委員、独立委員会委員（現任）
- 2019年6月 OCHIホールディングス株式会社社外取締役監査等委員（現任）

おだ まさひこ
小田 昌彦

【略歴】

- 1977年3月 株式会社安川電機入社
- 1999年3月 米国安川電機株式会社 副社長
- 2006年3月 株式会社安川電機技術開発本部技術企画グループ長
- 2010年3月 同社経営企画室グローバル経営管理グループ長
- 2014年3月 同社経営企画室経営企画担当
- 2014年6月 同社監査役（常勤）
- 2015年6月 同社取締役監査等委員（監査等委員会委員長）
- 2018年5月 同社退任
- 2019年6月 当社社外取締役監査等委員、独立委員会委員（現任）

すぎはら ともか
杉原 知佳

【略歴】

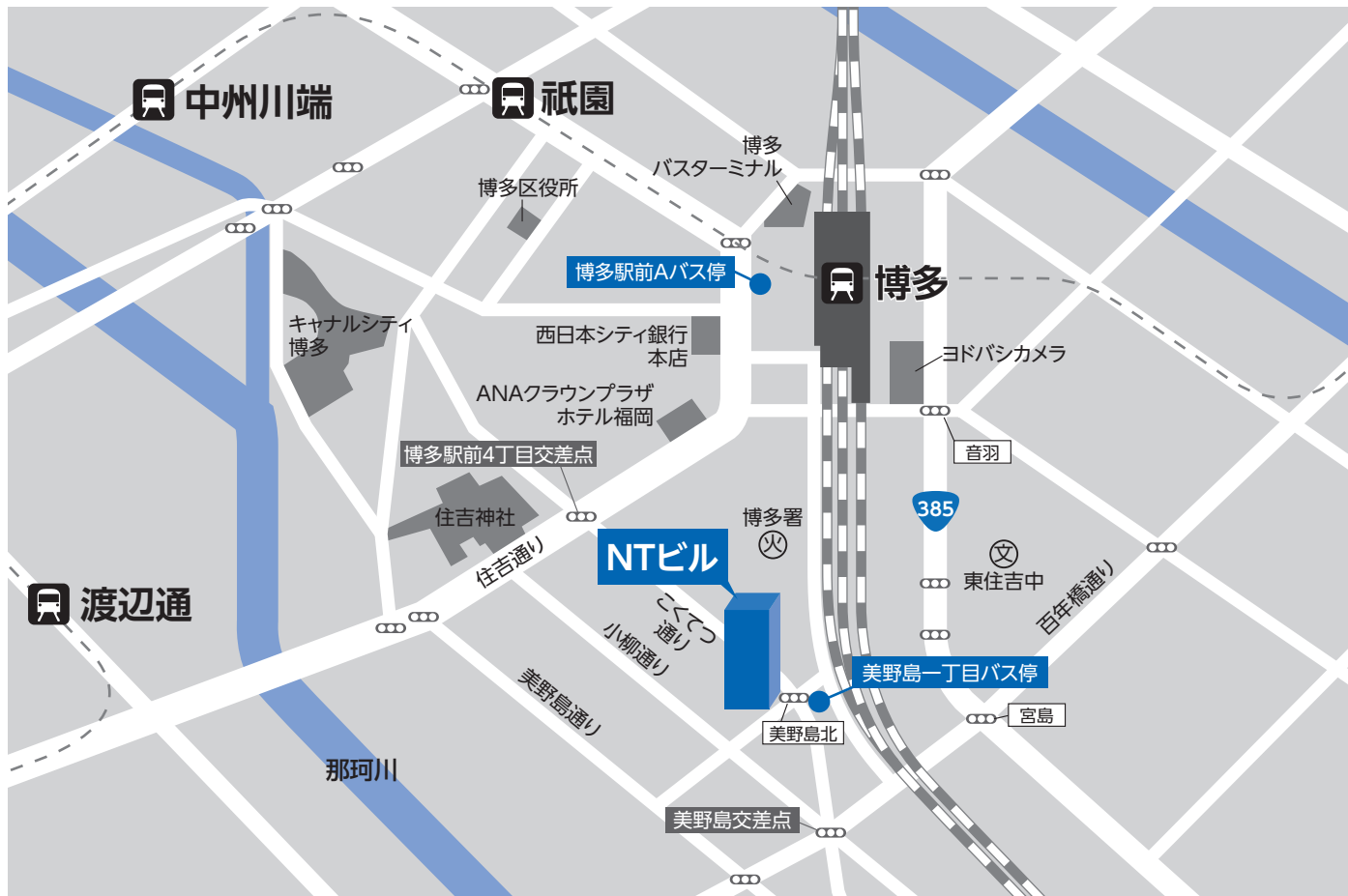
- 1999年3月 司法研修所（第51期）終了
- 1999年4月 福岡県弁護士会入会弁護士登録
三浦・奥田・岩本法律事務所入所
- 2007年4月 同事務所共同経営者
- 2012年8月 三浦・奥田・杉原法律事務所共同経営者（現任）
- 2019年6月 株式会社シティアスコム社外取締役（現任）

以 上

日本タングステン株式会社 株主総会会場ご案内図

会場 福岡市博多区美野島一丁目2番8号 NTビル 10階 大会議室 TEL (092) 415-5500

西鉄バスのご案内 博多駅博多口 博多駅前A (美野島・パナソニック方面)バス停より
④7 那珂川営業所 行き もしくは ④8 福翔・野多目行き乗車後、美野島一丁目バス停下車



※駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。



この印刷物は自然環境保護のために再生紙を使用しています。また、植物油インキを使用しております。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。